

# 見 積 心 得

見積に際しては、仕様書・図面等（以下「仕様書」という。）を参照し、現場を確認のうえ、次のことを遵守してください。

なお、見積に関し不明な点があるときは、早めに担当係員に申し出てください。

## 1 仕様書の閲覧

見積依頼通知を確認し、見積依頼通知で指定した方法により仕様書を閲覧してください。

## 2 提出意思確認書

電子入札システムを使用して見積書を提出する場合は、提出意思の有無に関わらず、必ず提出意思確認書受付締切予定日時までに提出してください。

## 3 委任状の提出

書面見積において、委任を受けて見積する場合、委任状は見積開始前に提出してください。

## 4 見積回数

見積の回数は、3回を限度とします。ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の2第1項第2号、第5号、第6号及び第7号に該当する随意契約（以下「特命随意契約」という。）については、5回を限度とします。同価格のときは、くじで決めます。

## 5 見積執行

- ① 見積参加者は、尾道市契約規則、その他関係法令を承諾のうえ見積してください。
- ② 見積参加者は、電子入札システムを用いた見積の場合は、見積依頼通知に示した見積書受付期間に見積書を電子入札システムにより提出し、書面参加する場合は、見積書を、必要事項を記入した封筒に封入し、見積書受付締切予定日時の1時間前までに提出してください。  
書面見積の場合は、見積書提出日に見積書を発注機関に提出し、同日確認をするものとします。
- ③ 仕様書を閲覧していない者のした見積は無効とします。
- ④ 最低制限価格を設定している場合には、最低制限価格を下回った者は失格となり、再度の見積に参加することはできません。
- ⑤ 提出された見積書の書き換え、引き換え又は撤回をすることはできません。

## 6 無効見積

次の各号のいずれかに該当する見積は、無効とします。ただし、②、③、④、⑧及び⑨の規定については、書面による見積及び書面参加の場合の見積に限ります。

- ① 見積に参加する資格のないものが見積したとき
- ② 記名及び押印又は押印に代える本件責任者氏名等の記載のない見積
- ③ 金額を訂正した見積
- ④ 必要な記載事項が確認できない見積
- ⑤ 再度見積において、前回の見積最低金額を上回る見積
- ⑥ 見積者が連合して見積したとき、その他見積に際して不正の行為があったとき
- ⑦ 見積者が2以上の見積をしたとき
- ⑧ 他人の代理を兼ね、又は2以上を代理して見積したとき
- ⑨ 委任状を持参しない代理人のした見積
- ⑩ 見積が取り消すことができる制限行為能力者の意思表示であるとき
- ⑪ その他市長の定めた見積に関する条件に違反したとき

なお、無効の見積をしたときは、再度の見積に参加することができません。

## 7 見積の中止

見積参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、見積を公正に執行することができないと認められるときは、当該見積参加者を見積に参加させず、又は、見積の執行を延期し、若しくは取りやめることがあります。

## 8 見積の辞退

見積参加者は、見積の完了に至るまでは、いつでも見積を辞退することができます。この場合においては、その旨を次により申し出てください。

- ① 見積執行前にあつては、電子入札システムを使用する場合は、見積書提出締切日時までに電子入札システムにより見積辞退届を届け出るものとします。(書面参加する人は、直接持参又は郵送により届出)  
書面見積の場合は、見積辞退届を直接持参し、又は郵送(見積書確認日の前日に到着するものに限る。)するものとします。
- ② 見積執行中にあつては、見積辞退届又はその旨を明記した見積書を見積執行者に直接提出してください。  
なお、見積を辞退しても、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはありません。

## 9 契約保証金

契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上を納付してください。ただし、契約保証金に代わる担保(有価証券等・金融機関又は前金払保証事業会社の保証)をもって契約保証金の納付に代えることができます。また、履行保証保険又は公共工事履行保証証券の提出により、免除を受けることができます。

なお、契約金額が500万円未満のものについては、公共工事等履行実績により免除される場合があります。

## 10 契約の締結

見積決定者は、見積決定後5日以内(閉庁日を除く。以下同じ。)に契約を締結してください。

なお、見積決定後5日以内に契約を締結しないときは、その見積決定は無効とします。

ただし、市長がやむをえないと認めた場合は、この限りではありません。